

くみあいニュース

山口大学教職員組合（2020年3月2日）

第214号（2018年度-第22号）／電話：083-933-5034・メール：fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp

非常勤職員の待遇改善を大学に申し入れました(2/28提出) ～病休有給化・昇給・退職金・ボーナス等の制度改善を～

同一労働同一賃金制度については、「くみあいニュース第213号」で解説したところですが、山口大学教職員組合はそこで述べた考え方を元に、2月28日（金）午後、学長に対して非常勤職員の待遇改善についての申入書（次頁に掲載）を提出しました。

申し入れ項目は、「1. 常勤職員には有給で措置されているが、非常勤職員は無給となっている各種特別休暇について、有給休暇とすること。特に、病気休暇については速やかに改善をはかること。2. 非常勤職員の給与について、その上限規制を廃止し、勤続年数に応じた昇給を保障すること。3. 非常勤職員への退職手当支給制度を創設すること。4. 非常勤職員(短時間雇用職員)にもボーナス(賞与)を支給すること。」の4項目としていますが、今後も必要に応じて大学へのはたらきかけを行う予定です。皆さんのご意見・ご要望を組合までぜひ届けてください。(メールでも受付可)



なお、「病休の有給化」は導入済み大学の他に、この4月へ向けて改善を予定している大学が出てきています。

非常勤職員への病気休暇有給付与実施大学例

大学名	有給付与日数	備考
茨城大・名古屋大・徳島大	10日	この他、京都大が2020年4月から実施
静岡大	7日	
大分大	5日	2020年4月から3日を「5日」に延長
埼玉大	3日	

*この他、岡山大は「業務上の疾病」の場合、必要な期間を有給としている。

「無給が当たり前」
ではないのか！



一斉休校による教職員への影響に対する対応等を人事課へ口頭で要請(2/28) ～新型コロナウイルス感染症対策に山口県は春休み開始までの休校決定～



2月27日（木）夕刻に突然表明された安倍晋三首相の「全国小中高校一斉休校要請」に対して、関係者の間に困惑が広がっています。山口県がこの要請どおりに対応した場合、山口大学の教職員にとっても様々な影響が生じることから、組合は翌28日（金）午後、上記申入書を提出した際に、人事課に対して、「①小学校低学年などの子のために休まざるを得なくなった職員については、子の学校行事休暇を適用すること。その際、非常勤職員についても有給とすること。②春休みに予定されている吉田事業場の学童保育開設時期を早めること。」の2点を口頭で申し入れました。また、「感染症関係で自宅待機となる者が出た場合、給与減額は行わないこと」も併せて申し入れました。福岡副課長からは、①学校行事休暇の適用は難しいため、失効年休積立休暇を活用いただく②学童保育の早期開設については、宇部地区を含めすでに検討中である③自宅待機となった教職員は職務専念義務免除として給与減が生じないようにしたい、等との説明がありました。その後、午後4時過ぎにこのことについて教職員向け通知が発信されました。

国立大学法人山口大学
学長 岡 正朗 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 福田 修



同一労働同一賃金制度施行を踏まえた非常勤職員の待遇改善について(申し入れ)

貴職におかれては、厳しい情勢の下、山口大学の発展へ向けた様々な対応ご苦労様です。

さて、ご承知のとおり本年4月1日より、大企業等へパートタイム・有期雇用労働者に係る「同一労働同一賃金制度」が適用されることとなります。このため、山口大学においてもこの制度の趣旨を踏まえて非常勤職員等の賃金・休暇をはじめとする諸制度の見直しが必要となるものと考えます。

すでに、名古屋大学・徳島大学(各10日)、静岡大学(7日)、埼玉大学・大分大学(3日)等、少なくない国立大学が制度適用を待たずに非常勤職員の有給の病気休暇を制度化しています。さらに、京都大学でも本年4月1日より非常勤職員の病気休暇を年間10日間ではありますが、有給とするとの就業規則改正が提案されておりますし、大分大学では元々年間3日保証していた有給による病気休暇を5日に延長することが決まっています。その他の大学でも組合の要求を踏まえた制度改善が様々進みつつあります。

また、正規職員との格差是正を求める訴訟で訴えを認める判決が相次いでいることもご承知かと思えます。例えば、2019年2月のメロコマース事件では東京高裁が、「正社員の少なくとも四分の一退職金を支給せよ」との判決を出し、学校法人産業医科大学事件で福岡高裁が、2018年11月に「基本給で2倍の格差が生じているという労働条件の相違は不合理」として損害賠償を認め、同じく私立大学の大阪医科歯科大学事件では大阪高裁が、アルバイト職員について「同一勤続年数の正社員の支給水準の60%を下回る支給については不合理」として、損害賠償を認めています。

つきましては、当面、下記のことについて現状制度の見直しを行い、常勤職員と同等もしくは一定程度の改善措置を実施いただくことを求めますので、検討方、よろしく願いいたします。

記

1. 常勤職員には有給で措置されていながら、非常勤職員は無給となっている各種特別休暇について、有給休暇とすること。特に、病気休暇については速やかに改善をはかること。
2. 非常勤職員の給与について、その上限規制を廃止し、勤続年数に応じた昇給を保障すること。
3. 非常勤職員への退職手当支給制度を創設すること。
4. 非常勤職員(短時間雇用職員)にもボーナス(賞与)を支給すること。

以上